



兵庫県  
Hyogo Prefecture

# 認定こども園への移行 に向けた制度説明会

兵庫県福祉部  
こども政策課

# 目次

1	認定こども園の推進について	..... 3
2	認可・認定基準、移行手続きについて	.....21
3	各種補助制度について	.....78

# 認定こども園の推進について

兵庫県 福祉部 こども政策課



# 認定こども園制度



# 認定こども園とは

1

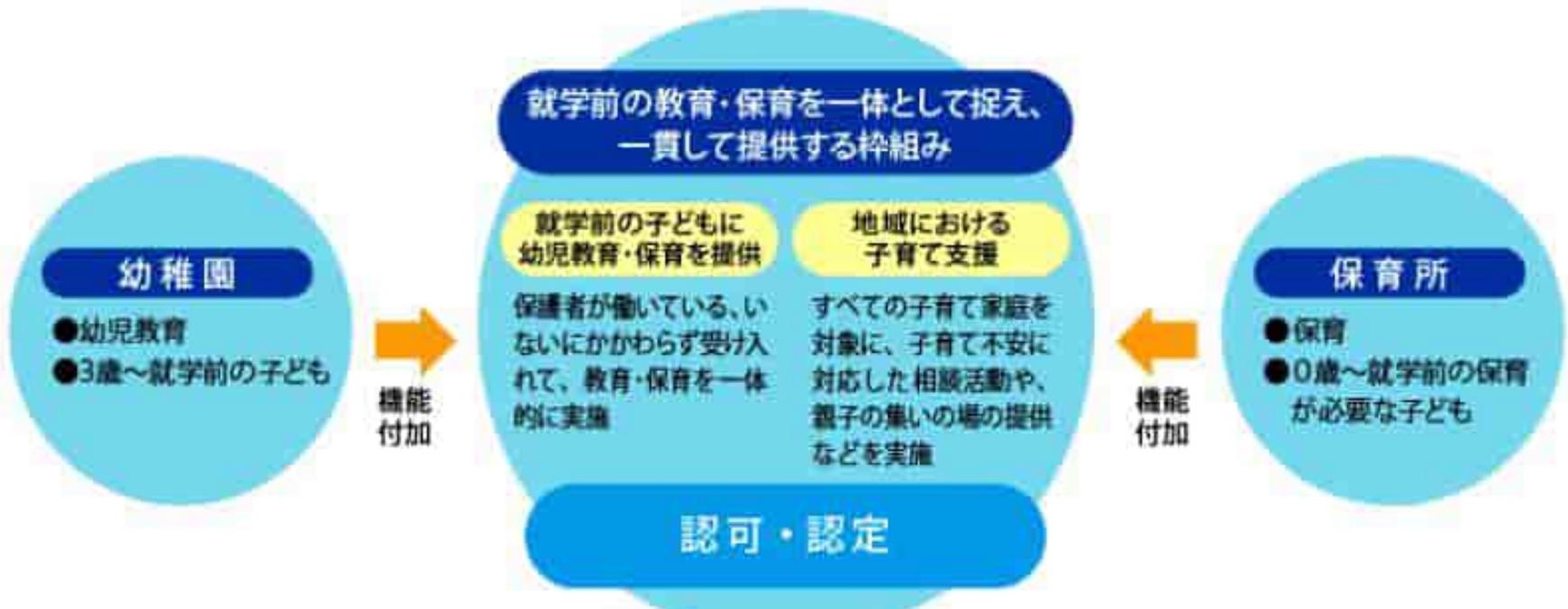
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



平成18年10月に認定こども園法(通称名)が施行

# 認定こども園のメリット・デメリット

メリット	デメリット（変わること）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護者の就労状況に関わりなく、就学前の学校教育・保育を一体的に受けられる。</u></li> <li>・ <u>人口減少地域でも、一定規模の集団の中で育つことができる。</u></li> <li>・ 仕事を持つ親と、そうでない親との理解、交流ができる。</li> <li>・ 施設を自ら選択できる。</li> <li>・ 待機児童対策になる。 （幼保連携型・幼稚園型）</li> <li>・ <u>幼稚園単体での維持が困難地域で幼稚園機能を維持</u> （幼保連携型・保育所型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者のお迎えの時間が異なることから、子どもへの配慮が必要となる。 （教育標準時間(4H)、保育短時間(8H)、保育標準時間(11H)）</li> <li>・ 一つの施設にもかかわらず、1号子どもと2・3号子どもで入園手続き等が異なり、事務が繁雑となる。</li> </ul> <p>【幼稚園からの移行の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで受け入れていない3歳未満児の受入が必要となる。（受入ないことも可）</li> <li>・ 調理室等を整備する必要がある。</li> </ul> <p>【保育所からの移行の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料を直接徴収しなければならない。</li> <li>・ 未収金が生じた場合、督促等の事務が発生するとともに、園の負担となる。</li> </ul>

## 認定こども園の類型と主な内容の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等により、 異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等により、 異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

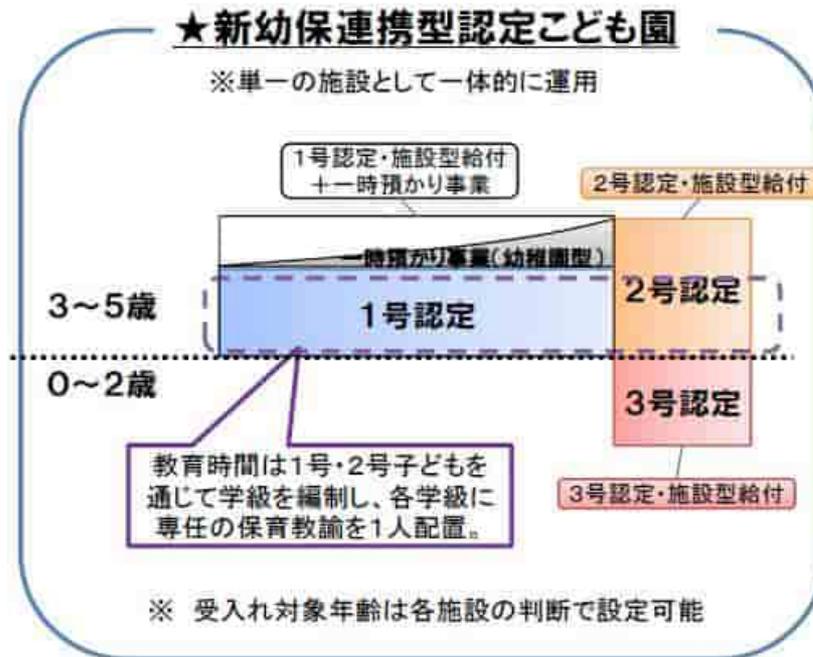
注2)施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

# 認定こども園の諸類型

## 1 幼保連携型認定こども園

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設



は共通利用時間(学級編制)

## 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

●教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

### 学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

### 認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格

## 幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に関し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭 <sup>(※)</sup> 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 （施行後10年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施）

(続き)

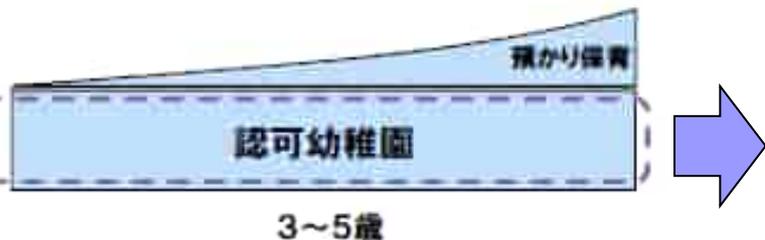
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後10年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後10年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一体化を含め、その在り方について検討する。

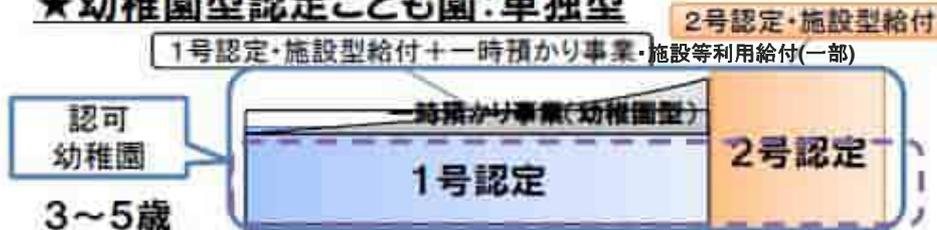
## 2 幼稚園型認定こども園

認可幼稚園を母体とし、保育機能を備えた施設



〔 〕 は共通利用時間(学級編制)

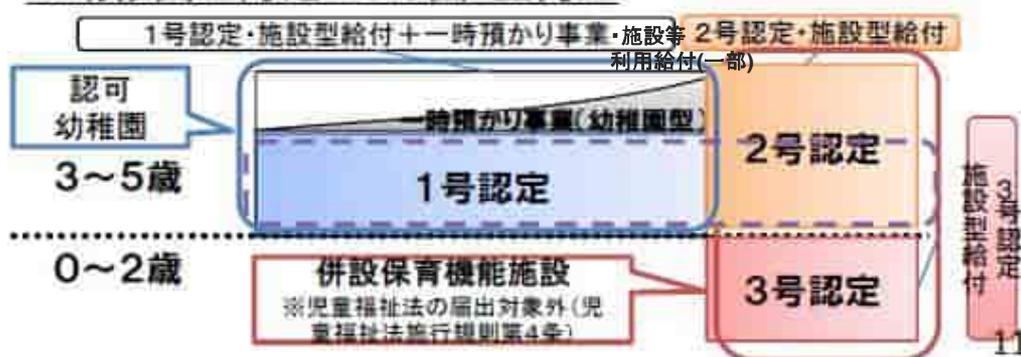
### ★幼稚園型認定こども園:単独型



### ★幼稚園型認定こども園:接続型

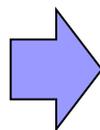
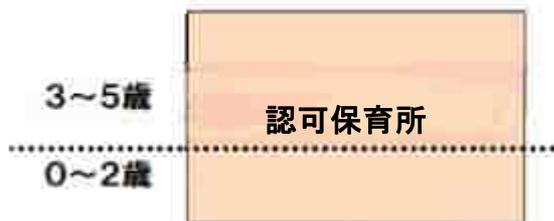


### ★幼稚園型認定こども園:並列型

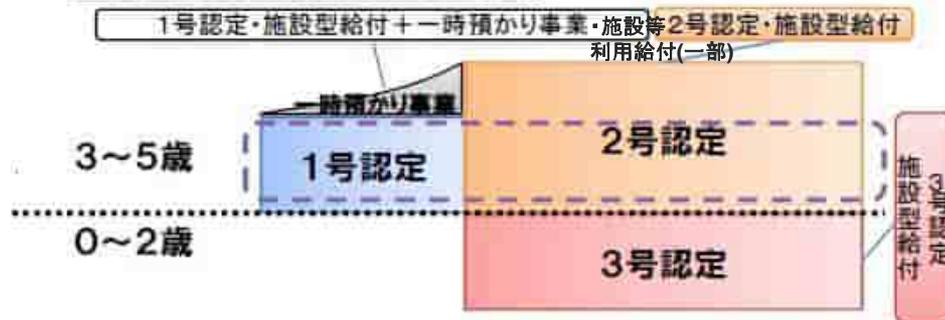


### 3 保育所型認定こども園

認可保育所を母体とし、幼稚園機能を備えた施設



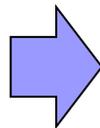
### ★保育所型認定こども園



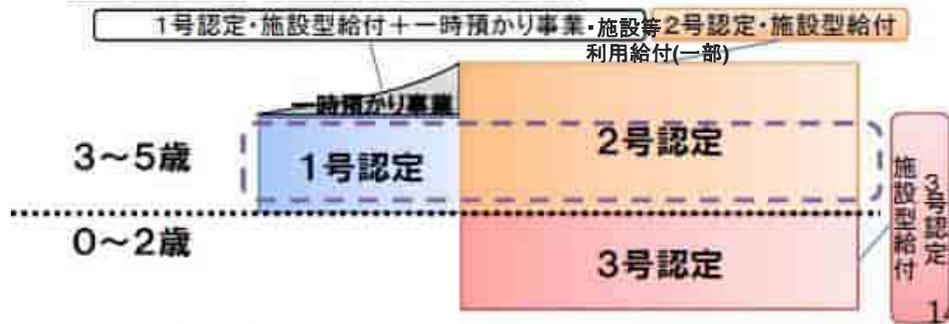
〔 〕 は共通利用時間(学級編制)

### 4 地方裁量型認定こども園

認可外保育施設を母体とし、幼稚園機能及び保育機能を備えた施設



### ★地方裁量型認定こども園



〔 〕 は共通利用時間(学級編制)

# 兵庫県における 認定こども園の状況



## 兵庫県のこれまでの取組

認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を有することから、制度創設時から、都市部の待機児童対策、人口減少地域での子どもの育ちに必要な集団規模の確保など、子どもの最善の利益に資するものとして、県単独で運営費補助を行うなど普及に努めてきた。

年度	事業名等
H18	認定こども園法（H18.6.15成立） 認定こども園の認定要件等に関する条例（H18.12.21成立）
H19	全国に先駆け県単独運営費補助を創設（県単独）
H21	運営費・整備費補助（安心こども基金） 認定こども園シンポジウム開催（全国認定こども園協会と共催）
H22	認定こども園整備等促進事業（県単独） PR用DVD等作成
H23	認定こども園障害児保育支援事業（県単独）
H26	認定こども園移行促進事業（県単独） 認定こども園の認定要件等に関する条例を認定こども園の認可等に関する条例に改正（H26.10.7公布）
H27	兵庫県内認定こども園関係団体協議会の設立及び設立記念研修会の開催 保育教諭のための資格・免許取得事業（交付金） 多様な主体の参入促進事業
H28	兵庫県認定こども園園長等研修（県単独）

## 平成29年7月に策定した指針に基づく認定こども園の適正な運営の推進

- 1 認可・認定手続の見直し(県の審査基準の改正:H29.8.31)
  - ① 認定こども園審議会の関与拡大(諮問対象:幼保連携型のみ→全類型)
  - ② 認定こども園審議会委員による現地確認制度の導入
  - ③ 認可・認定時の提出書類の追加等
    - ・ 市町の子ども・子育て会議等における必要性・適格性の同意
    - ・ 市町等による社会的信望を有する旨の証明書 等
  - ④ 地方裁量型その他類型への移行を推進
    - ・ 移行に向けた計画書(原則5年以内)の提出
- 2 指導監査等の強化
  - ① 早い段階での(新設・移行後1年以内の)施設監査による指導の実施
  - ② 抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化
  - ③ 指導監査における市町との協働の強化による監査の効率性等の向上
  - ④ 新規参入施設への巡回支援事業の拡充による相談・助言の充実
- 3 各園における自己評価制度等の充実
  - ① 自己点検・自己評価制度の導入と情報公開の推進
  - ② 園長研修等の充実(法令遵守、公益通報者保護制度等の内容充実)
  - ③ 認定こども園・保育所等ホットラインの開設
    - ・ 電話 #7350 “保育のなやみごとゼロ”
    - ・ 保護者等からの相談や質問等に対応

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

## ①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
  - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

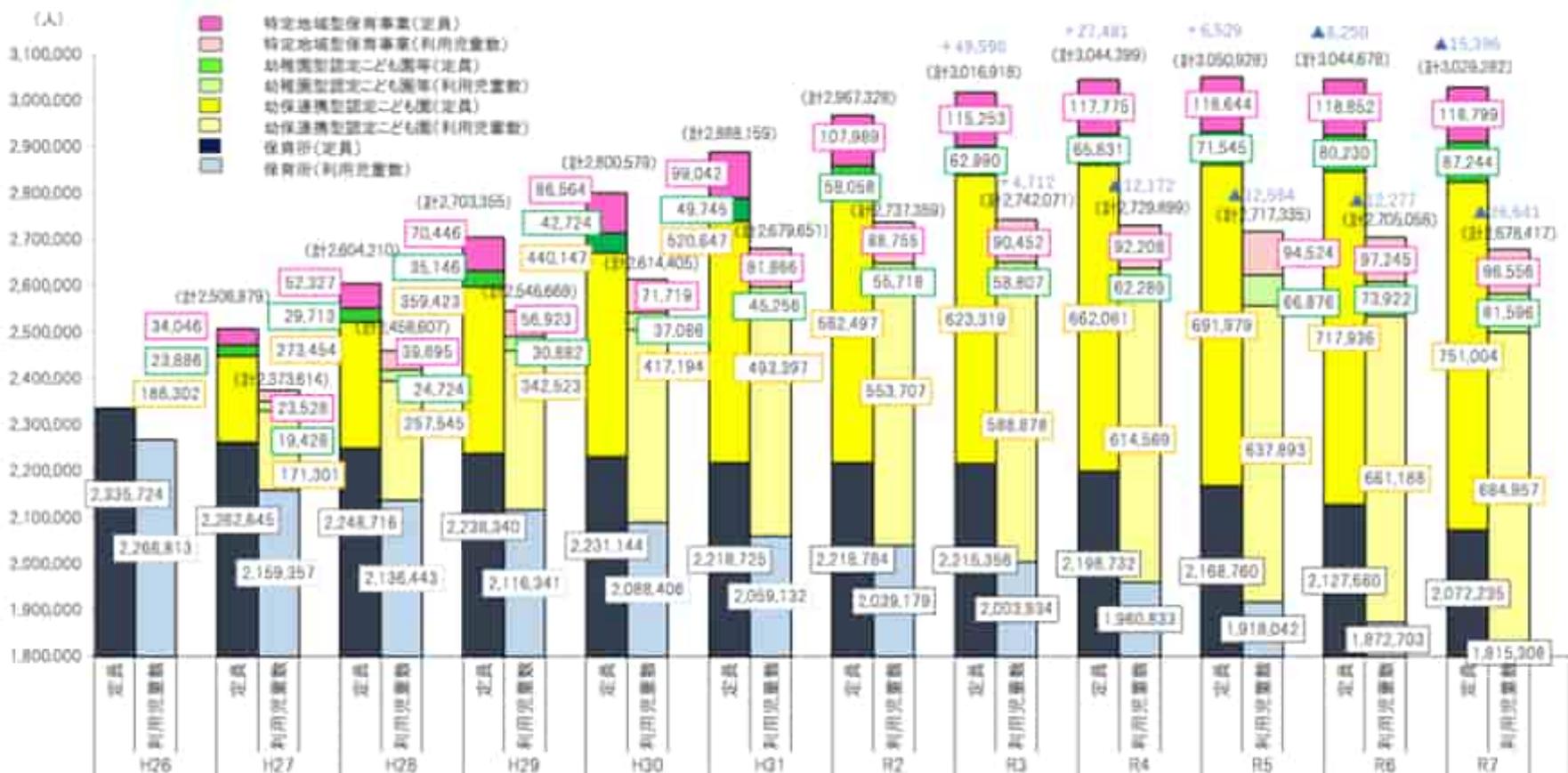
## ②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
  - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - ・都道府県による虐待の状況等の公表
  - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：**保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館**

# 全国の認定こども園・保育所数の推移

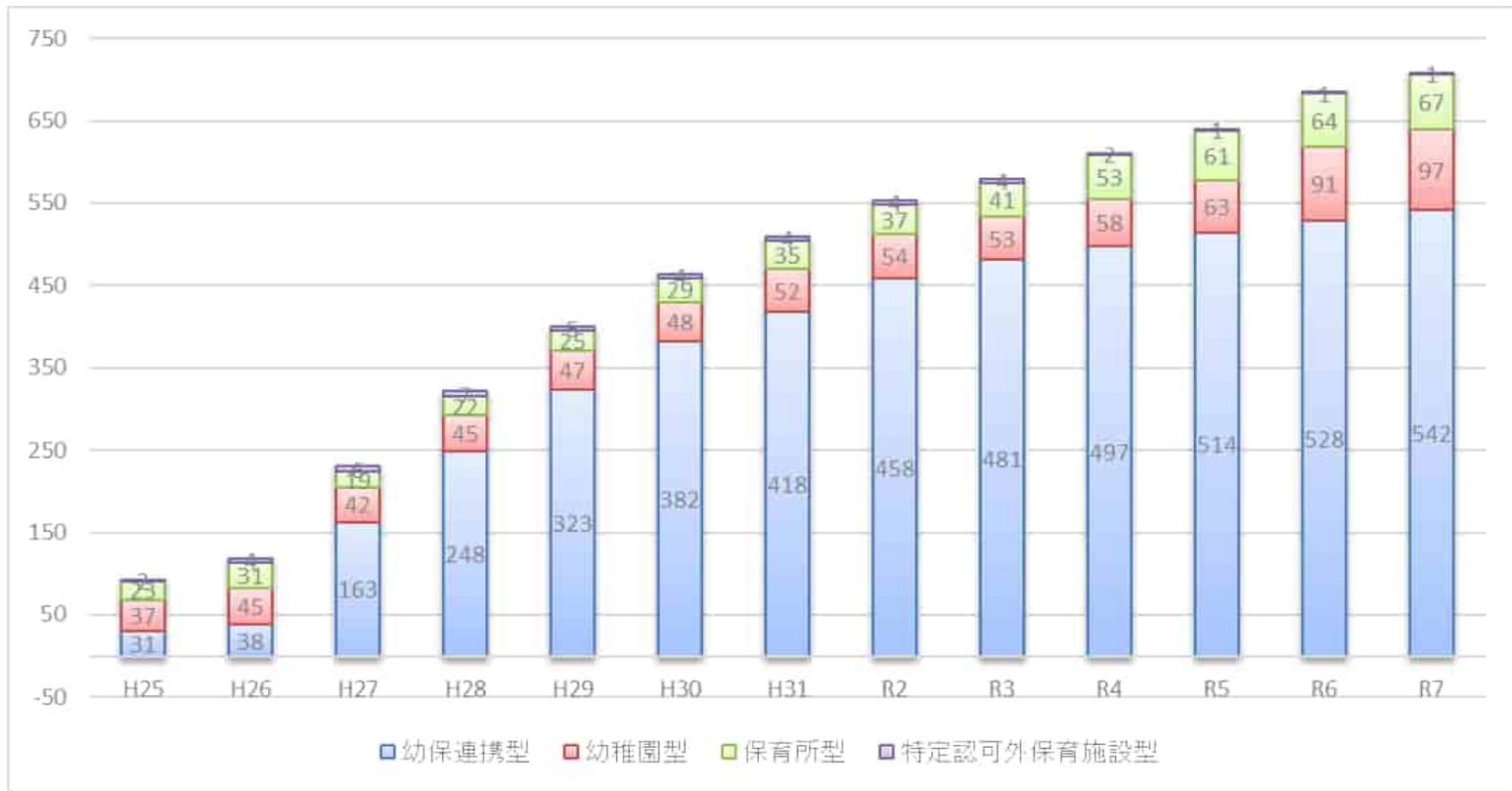
(出典:こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日)」)



# 市町別認定こども園数(類型・設置者別) R7.4.1

設置者 市町 町名	幼保連携型					幼稚園型					保育所型					特定認可外 保育施設型					合 計					
	公立	学校法人	社会福祉法	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法	その他	小計	
神戸市		35	134		169		27			27					0					0	0	62	134	0	196	
尼崎市		5	11		16		8			8			3		3					0	0	13	14	0	27	
西宮市		1	2	31	34		9			9					0					0	1	11	31	0	43	
芦屋市		2		8	10		1			1					0					0	2	1	8	0	11	
伊丹市		4	2	1	7		1			1					0					0	4	3	1	0	8	
宝塚市					0	1	3			4					0					0	1	3	0	0	4	
川西市		4	4	4	12					0				1	1					0	4	4	4	1	13	
三田市			1	2	3	2	9			11					0					0	2	10	2	0	14	
猪名川町			2	1	3					0					0					0	0	2	1	0	3	
明石市		1	2	18	21	27	1			28			16		16					0	28	3	34	0	65	
加古川市		3	1	17	21					0			10		10					0	3	1	27	0	31	
高砂市		8		8	16					0		1	1		2					0	8	0	9	1	18	
稲美町				3	3					0					0					0	0	0	3	0	3	
播磨町		1		3	4					0			1		1					0	1	0	4	0	5	
西脇市				8	8					0					0					0	0	0	8	0	8	
三木市		1	1	12	14					0					0					0	1	1	12	0	14	
小野市				8	8					0					0					0	0	0	8	0	8	
加西市		4	1	5	10					0			1		1					0	4	1	6	0	11	
加東市		1		8	9	0				0			2		2					0	1	0	10	0	11	
多可町				5	5					0					0					0	0	0	5	0	5	
姫路市		12	4	42	58		6			6			12	12	24				0	0	12	10	54	12	88	
神河町					0					0					0					0	0	0	0	0	0	
市川町		2			2					0			1		1					0	2	0	1	0	3	
福崎町		4		2	6					0					0					0	4	0	2	0	6	
相生市			1		1		1			1			0		0					0	0	1	1	0	2	
たつの市		11		8	19					0					0					0	11	0	8	0	19	
赤穂市					0		1			1					0					0	0	1	0	0	1	
宍粟市		3		5	8					0					0					0	3	0	5	0	8	
太子町			4		4					0			2		2					0	0	0	6	0	6	
上郡町		1		1	2					0			1		1					0	1	0	2	0	3	
佐用町					0					0					0					0	0	0	0	0	0	
豊岡市		5	1	8	14					0			1		1					0	5	1	8	1	15	
養父市		7		3	10					0					0					0	7	0	3	0	10	
朝来市		7		4	11					0			0		0					0	7	0	4	0	11	
新温泉町		3			3					0			1		1					0	3	0	0	1	4	
香美町					0					0					0					0	1	0	0	0	1	
丹波篠山市		3		1	4					0			1		1					0	3	0	2	0	5	
丹波市				13	13					0					0					0	0	0	13	0	13	
洲本市		1		3	4					0					0					0	1	0	3	0	4	
南あわじ市		2		3	5					0					0					0	2	0	3	0	5	
淡路市		3		2	5					0					0					0	3	0	2	0	5	
合計		94	61	387	0	542	30	67	0	0	97	0	0	51	16	67	1	0	0	0	1	125	128	438	16	707
政令・中核市		14	48	236	0	298	27	51	0	0	78	0	0	31	12	43	0	0	0	0	0	41	99	267	12	419
その他市町		80	13	151	0	244	3	16	0	0	19	0	0	20	4	24	1	0	0	0	1	84	29	171	4	288

# 兵庫県内の認定こども園数の推移 R7.4.1現在



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
幼保連携型	31	38	163	248	323	382	418	458	481	497	514	528	542
幼稚園型	37	45	42	45	47	48	52	54	53	58	63	91	97
保育所型	23	31	19	22	25	29	35	37	41	53	61	64	67
特定認可外保育施設型	2	4	6	7	5	4	4	4	4	2	1	1	1
合計	93	118	230	322	400	463	509	553	579	610	639	684	707